

監査公表第19号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和7年10月10日

新城市監査委員 夏目道弘
新城市監査委員 中西宏彰
(公印省略)

第1 監査種別
定例監査・行政監査

第2 監査の対象
上下水道部
経営課、整備課

第3 監査に当たった監査委員
夏目道弘
中西宏彰

第4 監査の期間
令和7年6月13日～令和7年10月7日

第5 監査の方法
令和7年度の監査実施計画に基づき、上記部局に係る令和6年度に実施された事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。

第6 監査の結果
事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。
監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね3か月を目処に通知されたい。

上下水道部

【経営課、整備課】

意見

- 1 水道事業・下水道事業において、業務の効率化やコスト削減は避けて通れない課題であり、具体的な改善策について検討を進められたい。特に水道事業については広域化が検討されており、より厳しい経営改善策が求められてくると思われるので、しっかりと取り組まれたい。
- 2 新城市の汚水処理については、公共下水道区域を広げていくことが必ずしも効率的、経済的な取組とは言えない可能性がある。令和8年度の新城市汚水適正処理構想の見直しにおいては様々な観点から検討されたい。
- 3 委託や工事において一者随契が多数ある。契約金額の積算根拠や一者随契の理由について、明確な説明ができるように心がけられたい。
- 4 時間外勤務が、職員によってばらつきがある。特定の職員に過重な業務負担がかからないよう配慮されたい。